# 人事院規則一―五（特別職） （昭和三十一年人事院規則一―五）

人事院は、国家公務員法に基き、人事院規則一―五（特別職）の全部を次のように改正する。

#### 第一条（秘書官）

法第二条第三項第八号の規定に基づき、次に掲げる特別職たる機関の長の秘書官の職を特別職とする。

* 一  
  規則二―三（人事院事務総局等の組織）第三条第一項に規定する人事院総裁秘書官
* 二  
  会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十七条第一項に規定する秘書官のうち、会計検査院長たる検査官の秘書官
* 三  
  内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）第七条第一項に規定する内閣法制局長官秘書官
* 四  
  宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第九条第四項に規定する宮内庁長官秘書官

#### 第二条（宮内庁の特別職）

法第二条第三項第十号の規定に基づき、次に掲げる宮内庁の職員の職を特別職とする。

* 一  
  宮務主管（一人）
* 二  
  皇室医務主管（一人）
* 三  
  侍従（七人）
* 四  
  女官長（一人）及び女官（六人）
* 五  
  侍医長（一人）及び侍医（三人）
* 六  
  上皇侍従（七人）
* 七  
  上皇女官長（一人）及び上皇女官（六人）
* 八  
  上皇侍医長（一人）及び上皇侍医（四人）
* 九  
  東宮侍従長（一人）及び東宮侍従（七人）
* 十  
  東宮女官長（一人）及び東宮女官（六人）
* 十一  
  東宮侍医長（一人）及び東宮侍医（三人）
* 十二  
  皇嗣職宮務官長（一人）及び皇嗣職宮務官（十人）
* 十三  
  皇嗣職侍医長（一人）及び皇嗣職侍医（三人）
* 十四  
  宮務官（四人）
* 十五  
  侍女長（四人）

#### 第三条（防衛省の特別職から除かれる職）

法第二条第三項第十六号の規定に基づき、次に掲げる防衛省の職員の職を特別職から除かれる職とする。

* 一  
  防衛人事審議会の委員
* 二  
  自衛隊員倫理審査会の委員
* 三  
  防衛調達審議会の委員
* 四  
  防衛施設中央審議会の委員
* 五  
  防衛施設地方審議会の委員
* 六  
  捕虜資格認定等審査会の委員
* 七  
  地方協力局労務管理課の職員

# 附則（昭和六〇年四月六日人事院規則一―五―一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六三年四月八日人事院規則一―五―二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成元年一月一一日人事院規則一―五―三）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二年六月二七日人事院規則一―五―四）

この規則は、平成二年六月二十九日から施行する。

# 附則（平成三年三月二九日人事院規則一―五―五）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

# 附則（平成五年四月二三日人事院規則一―五―六）

この規則は、平成五年六月一日から施行する。

# 附則（平成八年五月一一日人事院規則一―五―七）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年一二月二七日人事院規則一―五―八）

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

# 附則（平成一二年三月三一日人事院規則一―五―九）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年一二月二七日人事院規則一―三二）

##### １

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

# 附則（平成一三年六月二九日人事院規則一―五―一〇）

この規則は、平成十三年七月一日から施行する。

# 附則（平成一三年一二月一二日人事院規則一―五―一一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一四年四月一日人事院規則一―五―一二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年四月一日人事院規則一―五―一三）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年一二月一三日人事院規則一―五―一四）

この規則は、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の施行の日（平成十七年二月二十八日）から施行する。

# 附則（平成一八年三月三一日人事院規則一―五―一五）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成一九年一月九日人事院規則一―四七）

##### １

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年八月三一日人事院規則一―五―一六）

この規則は、平成十九年九月一日から施行する。

# 附則（平成二七年三月一八日人事院規則一―六三）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 第十五条（雑則）

附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

# 附則（平成二七年四月一〇日人事院規則一―五―一七）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年三月三一日人事院規則一―五―一八）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成三〇年三月三〇日人事院規則一―五―一九）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

# 附則（平成三〇年四月一三日人事院規則一―五―二〇）

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

# 附則（平成三一年四月二四日人事院規則一―五―二一）

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。